



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年10月31日金曜日 第2619号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 923  
 農用地利用配分計画の認可申請..... (農産園芸課担い手・農地保全対策室) ... 924  
 保安林の指定の解除..... (森林整備課) ... 924  
 公有水面埋立免許の届出..... (港湾海岸課) ... 924  
 落札者等の告示(3件)..... (会計課) ... 924  
 建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 925  
 道路の区域変更(県道長月城辺線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 925

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 926

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 926  
 政治団体の届出事項の異動の届出..... ( " ) ... 926  
 資金管理団体の届出..... ( " ) ... 926  
 政治団体の設立の届出の一部訂正..... ( " ) ... 927  
 資金管理団体の届出の一部訂正..... ( " ) ... 927

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1202号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年10月31日

愛媛県知事 中村時広

### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	駐車場の位置	11箇所	10箇所	平成26年10月1日	平成26年10月22日
		駐車場の収容台数	1,836台	1,824台		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	17箇所	16箇所		

### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

#### (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1203号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成26年10月31日

愛媛県知事 中村 時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
有限会社 太陽ファーム	愛媛県西予市三瓶町朝立7番耕地122番地1	愛媛県北宇和郡松野町大字上家地57番1ほか23筆	32,368

2 申請年月日

平成26年9月26日

○愛媛県告示第1204号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年10月31日

愛媛県知事 中村 時広

1 解除に係る保安林の所在場所

今治市大三島町宗方6786の2、6787の2、6789、6791、6792の2、6793の2、6794の2、6795の2、6796、6997の2、7012の2、7012の3、7015から7018まで、7083の2、7084の2、7087の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1205号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予地方局建設部及び宇和島市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年10月31日

愛媛県知事 中村 時広

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

松山市岩崎町一丁目7番7号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

宇和島市戸島1884番から同1888番までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から3点までを順次直線で結んだ線並びに3点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.17メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市戸島1884番地先の臨港道路に設置された金属標）は、北緯33度11分47秒、東経132度21分37秒の地点

1点は、基点から真北19度55分42秒66.32メートルの地点

2点は、1点から真北28度51分54秒11.17メートルの地点

3点は、2点から真北118度51分54秒120.50メートルの地点

ウ 面積

1,597.57平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

宇和島市戸島1884番から同1882番4までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からJ点を順次直線で結んだ線及びJ点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（宇和島市戸島1884番地先の臨港道路に設置された金属標）は、北緯33度11分47秒、東経132度21分37秒の地点

A点は、基点から真北174度05分11秒9.47メートルの地点

B点は、A点から真北30度05分30秒67.73メートルの地点

C点は、B点から真北118度51分53秒188.43メートルの地点

D点は、C点から真北208度50分22秒75.70メートルの地点

E点は、D点から真北303度18分18秒61.32メートルの地点

F点は、E点から真北300度38分34秒17.18メートルの地点

G点は、F点から真北297度14分50秒1.31メートルの地点

H点は、G点から真北301度35分40秒8.65メートルの地点

I点は、H点から真北300度16分37秒21.62メートルの地点

J点は、I点から真北299度56分13秒19.51メートルの地点

ウ 面積

13,348.93平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成26年10月16日

○愛媛県告示第1206号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年10月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
可搬型ポスト 6組	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年10月3日	富士電機株式会社四国支社 香川県高松市番町一丁目6番8号	58,320,000円	一般競争入札	平成26年8月22日

○愛媛県告示第1207号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年10月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
炭酸ガスレーザ加工機 1台	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年10月17日	四国溶材株式会社 愛媛県今治市宅間甲360番地	24,731,892円	一般競争入札	平成26年9月5日

○愛媛県告示第1208号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年10月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
低真空走査型電子顕微鏡 一式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年10月17日	大豊産業株式会社松山支店 愛媛県松山市姫原三丁目3番40号	21,168,000円	一般競争入札	平成26年9月5日

○愛媛県告示第1209号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年10月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 理 由 とな っ た 事 実
(般-21)第2851号	平成22年2月22日	大濱漁業(株)	濱田 憲志	南宇和郡愛南町中浦770	平成26年9月2日	土木工事業	建設業の廃止(一部)
(般-22)第10118号	平成23年3月25日	(有)南予圧送	宇都宮 康	大洲市平野町野田1666	平成26年9月11日	建築工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-22)第15772号	平成22年7月6日	清水鉄筋	清水 誠	北宇和郡鬼北町大字大宿1019-1	平成26年9月17日	鉄筋工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長月城辺線	南宇和郡愛南町御荘長月1970番1から 同町御荘長月1601番1まで	旧	メートル 3.6~6.2	キロメートル 0.637	
			新	4.5~14.7	0.645	

公 告

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年10月10日	特定非営利活動法人 つくし保育園	山 崎 愛	松山市堀江町甲108番地15	この法人は、児童福祉の理念に基づいて、子どもが心身共に健全に発達成長するための保育に関する事業を行い、また多様な子育てと保育のニーズに応えながら地域の社会福祉と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成26年10月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
渡部伸二を推薦する会	流 水 龍 也	野 中 玲 子	松山市松前町三丁目2-2	平成26年9月12日	
石川秀夫後援会	石 川 秀 夫	山 平 重 治 郎	南宇和郡愛南町御荘菊川1271	平成26年9月22日	
近藤良二後援会	近 藤 良 二	近 藤 喜 美 子	新居浜市久保田町一丁目10-13	平成26年9月24日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成26年10月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党伯方支部	主たる事務所の所在地	今治市伯方町叶浦甲1667-3	今治市伯方町木浦甲3455-5	平成26年9月1日	政党の支部
	代 表 者	中 村 卓 三	村 上 泰 造		
三好正後援会	主たる事務所の所在地	伊予市下吾川385-8	伊予市下吾川398-1	平成26年9月4日	
維新の党愛媛県総支部	政治団体の名称	維新の党愛媛県総支部	日本維新の会愛媛県総支部	平成26年9月26日	政党の支部
維新の党衆議院愛媛県第3選挙区支部	政治団体の名称	維新の党衆議院愛媛県第3選挙区支部	日本維新の会衆議院愛媛県第3選挙区支部	平成26年9月26日	政党の支部

○愛媛県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成26年10月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
石川秀夫	愛媛県議会議員	石川秀夫後援会	南宇和郡愛南町御荘菊川1271	石川秀夫	平成26年9月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出について、次に掲げる政治団体から訂正の届出があったので、政治団体の設立の届出（平成26年8月愛媛県選挙管理委員会告示第38号）の一部を次のとおり訂正する。

平成26年10月31日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	簡 所	訂 正 前	訂 正 後
たきもと徹後援会	代 表 者	砂野哲彦	滝本 徹

○愛媛県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出について、次に掲げる者から訂正の届出があったので、資金管理団体の届出（平成26年8月愛媛県選挙管理委員会告示第41号）の一部を次のとおり訂正する。

平成26年10月31日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	簡 所	訂 正 前	訂 正 後
滝本 徹	代 表 者 の 氏 名	砂野哲彦	滝本 徹